

関係各位

高知県病虫害防除所長

病虫害発生予察情報について

令和 6 年度病虫害発生予察特殊報第 2 号を送付します。

令和 6 年度病虫害発生予察特殊報第 2 号

1 病虫害名 ミョウガ葉鞘褐色腐敗病(仮称)

2 病原菌名 *Musidium stromaticum*

3 発生作物 ミョウガ

4 発生確認の経過

以前から高知県内の複数の施設ミョウガほ場で発生が見られていた、葉鞘が褐変し、その後徐々に葉鞘内部に腐敗が進行する障害(写真 1)について、令和 5 年度に高知県農業技術センターで菌の分離、接種および同定を行ったところ、糸状菌の一種である *Musidium stromaticum* による病害であることが確認された。なお、本菌による病害は、これまでにショウガ褐色しみ病の発生が報告されているが、ミョウガでの報告はない。

5 病徴

初めに、葉鞘が褐変し、その後徐々に葉鞘内部に向けて腐敗が進行してひどい場合には枯死する。種根茎の芽出し処理時に新芽での発病が確認されている(写真 2)ことから、罹病根茎が伝染源の一つであると考えられる。なお、これまでに花穂での発生は確認されていない。

本菌の生育は 10~35℃で認められ、生育適温は 25~27℃付近であるが、18℃、25℃、30℃の恒温条件で実施した接種試験では 18℃で最も発病率が高かった。

6 防除対策

(1) 種根茎には病徴のないものを使用する。

(2) 現在、本病に対する登録農薬はない(令和 6 年 10 月 1 日時点)が、植物防疫法第 29 条第 1 項に基づく措置として、当面の間、表に記載された農薬による防除を行うことができる。

なお、植物防疫法第 29 条第 1 項に基づく措置が終了した際には文書および高知県病虫害防除所ホームページ等でお知らせするので、最新の情報を確認すること。

表 植物防疫法第 29 条第 1 項に基づきミョウガ葉鞘褐色腐敗病に使用できる防除薬剤

| 農薬名 | 作物名称 | 適用病害虫 | 希釈倍数 (散布液量) | 使用時期 | 使用 回数 | 使用方法 |
|----------|--------------|-------|-------------------------------|---------------|----------|--|
| ベンレート水和剤 | みょうが (花穂) | いもち病 | 2,000 倍 (100～ 300L/10a) | 収穫 3 日前 まで | 3 回以内 | 散布、但し花穂の発生期にはマルチフィルム被覆により散布液が直接花穂に飛散しない状態で使用する |

注) 上記薬剤の登録内容は令和 6 年 10 月 1 日時点

本病は種根茎が伝染源であると考えられるため、育苗期～出蕾前までに薬剤散布を実施する。なお、希釈倍数、散布液量、使用時期、使用回数、使用方法は「いもち病」に対する登録内容に準ずる。

上記の登録内容を遵守することで、出荷停止等、流通に支障が生じることはない。

また、上記の農薬の使用にあたっては、通常の農薬の使用時と同様に、農薬を使用した年月日、使用した農薬の使用量、場所等について帳簿に記載すること。

参考

植物防疫法第 29 条第 1 項

有害動物又は有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、都道府県は、植物を檢疫し、又は有害動物若しくは有害植物の防除に関し必要な措置をとることができる。



写真 1 葉鞘の褐変腐敗症状

初めに株元付近の葉鞘が褐変(左)、その後葉鞘内部に褐変症状が進行し(中)、最後には枯死する(右)。



写真 2 新芽の褐変腐敗症状(左)と健全な芽(右)

お問合せは、病害虫防除所(TEL:088-863-1132)または環境農業推進課(TEL:088-821-4861)まで